

○中島源陽委員長 本委員会に付託されました議第二百三十三号議案を議題といたします。これより総括質疑を行います。

質疑は一問一答方式とし、答弁時間を含めてお手元に配布のとおり質疑時間の範囲で行うことといたします。

また、関連質疑については、同一会派内で会派の質疑時間の範囲内で認めることといたします。

なお、質疑は中央の質疑者席で行うこととし、次の質疑者は、待機席でお待ち願います。

ただいまから自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて七十分です。庄田圭佑委員。

○庄田圭佑委員 おはようございます。自由民主党・県民会議の庄田圭佑でございます。会派を代表いたしまして予算総括質疑に立たせていただくこと、感謝申し上げます。今日、私の後のわたなべ拓委員は予算総括質疑に初登板となるということでございます。彼の時間を奪わないように時間の範囲でしっかりと質疑させていただきます。きたいと思います。

まず、村井知事におかれましては五期目の御当選、誠におめでとうございます。いろんな御意見があるわけですが、五期目の県政運営もしっかりとこの宮城県の発展のために御尽力いただきたいと思うところでございます。どうぞよろしくお願いします。

今回の予算総括質疑に当たりましては、各事業の各論というよりは全体の総論的なお話を中心にさせていただきたいと考えているところでございます。時間も限られておりますので、早速、質疑のほうに移ってまいりたいと思っておりますが、まず、財政運営関係の質疑をさせていただきたいと思えます。今回の補正予算は第八号補正ということでございます。昨年十一月定例会を振り返ってみますと、その時点では第六号補正だったということ、今年度はかなりの数の補正予算が組まれているのが実態かと認識しているところでございます。また、今後も国の経済対策に伴う第九号補正が追加で提出されると伺っております。こうした点からも新型コロナウイルス感染症対策については、タイムリーに補正予算を編成してきていると大変に評価させていただいているところでございます。この点は新型コロナウイルス感染症対策がいかに重要かということを物語っ

ておりますし、スピード感が必要だということを表していると認識しています。専決処分につきましては議会でも様々な御意見があつたと思いますが、私自身は知事の判断は間違っていないと考えております。このように補正予算措置に当たりましては時期を捉えた対応が必要なことは言うまでもありませんが、まずは今回の補正予算の各事業の質疑に臨む前に、これまでの新型コロナウイルス感染症関連の予算について、県はどのような認識の下で予算編成に当たってきたのか、お伺いいたします。

○村井嘉浩知事 新型コロナウイルス感染症への対応につきましては感染状況の推移に最大限留意をしつつ、市町村や県民、企業などからの要望や意見を十分に酌み取りながら、感染症対策や地域経済を立て直すための経済対策などに遅れが生じないよう可能な限り迅速な予算化に努めてまいりました。特に国の財政措置を待っているのは時期を失するものにつきましては、その措置を待つことなく財政調整基金を取り崩して立替え的に対応するなど機動的な対応を心がけました。その結果、感染症関連の補正予算編成は今回で二十回目となり、前例もなく、いまだ先行きが不透明と言わざるを得ませんが今後も日々の感染状況や経済状況などを注視し、必要な対策や予算措置を迅速かつ柔軟に講じてまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 まさに知事のお言葉に尽きるところでおります。今、オミクロン株のほうも大分出てきておりまして、まだ予断を許さない状況でございますので、ぜひ、その辺り、しっかりと補正予算を含めてタイムリーに対応いただきたいと思っております。

今、財政調整基金の取崩しの話もありましたので、ちよつとそこに触れさせていただきたいと思いますが、そうした時期を捉えながら補正予算を措置することも重要だということはお話のとおりで繰り返しになりますが、その一方で、今年度、財政調整基金を二百四億円取り崩しているわけでございます。私といたしましては依然として厳しい財政運営を強いられているものと認識しており、何が何でもあれに予算をつける、これに予算をつける、ここに助成金や支援金を出しなさいと主張される方には、その分の税金をどうやって確保するのか英知を結集していただきたいと思料するわけでございます。こうした足元の財政状況を踏まえ、どのような点に重点を置きながら今回の補正予算の編成を行ったのか、お伺いいたします。

○村井嘉浩知事 当初予算編成に際しましては、財源不足に対応するため財政調整基金

を多額に取り崩さざるを得ない構造が常態化しているとともに、長引く新型コロナウイルス感染症の影響もございまして厳しい財政運営が続いていると私は認識しております。こうした中にあつても新型コロナウイルス感染症への早期対応が必要なものとして、平成二十六年以来となる米価の下落状況を踏まえた営農継続支援をはじめ、みやぎ米を含む県産品の需要喚起に向けた取組やデジタル技術等を活用した感染症対策の推進などに要する経費を今回予算化いたしました。今後の感染状況やその影響による地方税収の動向は不透明な状況でありますことから、予算編成に当たりましては国の支援策を最大限に活用して財源確保に努めるなど、財政運営にも配慮してきたところでございます。これからも注視しながら、しっかりと対策を取ってまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 財政状況に注視しながら、しっかりとした財政運営に引き続き取り組んでいただきたいと思います。米価下落とかデジタル関係の予算を今回措置しているというお話でございました。やはり、めり張りをつけた予算というのは非常に重要で、必要があれば何とか財源を確保するために財政調整基金を取り崩すのは、やむを得ない部分もあるのと認識しているところでございます。そうは言いながらも今回の新型コロナウイルス感染症が思った以上に長期化しているということで、その影響というのは計り知れないものがあると思っております。これまで数千億円規模の歳出予算が組まれているものと思いますが、今回の補正予算も含めまして、これまで措置されましたコロナ対策の歳出予算総額、その執行状況、併せて財源の内訳についてお示しいただきたいと思っております。

○大森克之総務部長 令和元年度から今議会に提案いたしました予算まで、新型コロナウイルス感染症関連予算の総額は約四千百億円と多額に上っております。財源の内訳につきましましては、包括支援交付金や地方創生臨時交付金などの国庫支出金が約二千六百七十億円、中小企業経営安定資金等貸付金元利収入などの諸収入が約一千三百二十億円、一般財源が約七十五億円となっております。執行状況ですが、令和二年度は予算額約一千四百八十億円に對しまして決算額は約一千二百四十億円となっております。ちなみに、この差額の二百四十億円のうち繰越しが百六十億円ございます。令和三年度の事業につきましましては、現在、適正な執行に努めているところでございます。特に今年度の執行管理に当たりましては昨年度の経験も踏まえまして、より効果的・効率的な執行となるよ

う総務部としても引き続き各部局と連携して対応していきたいと考えております。

○庄田圭佑委員 四千百億円というと我が県の標準財政規模に匹敵するぐらいの予算が措置されてきたというわけでございます。大半が国庫負担金というお話でございましたが一般財源七十五億円を使っているということでございます。厳しい財政状況にあって、国の予算をしっかりと確保していただきながら、これからも時期に照らし合わせてタイムリーな予算執行に努めていただきたいと思いますところでございます。今年度の状況も御説明のとおりでございますが、やはり現場のほうからは少し遅いのではないかと御意見も少なからずいただいておりますので、その辺りは迅速な対応をぜひしていただきたいというか、要望とさせていただきますと思います。

それで今回の補正予算の全体をちょっと俯瞰していきたいと思いますが、三百四十二億円ということでございます。一見すると結構な金額を補正予算で組んでいるような印象にも見えてしまいますが、歳入予算から補正予算の実態を把握していきますと繰越金が二百七十六億円、繰入金四十一億円、国庫支出金二十一億円などとなっております。繰越金は九月議会で認定いたしました令和二年度の決算剰余金でございます。地方財政法第七条により決算剰余金の二分の一を下回らない金額を積み立て、または繰上げ償還の財源に充てる必要があるということとで百三十八億円が財政調整基金積立金として計上されてございます。その他の基金も含めると百九十六億円が積立金になっております。この積み立てる一方で震災復興特別交付税、コロナ関連を含む国庫支出金の過交付分など、国に返還や精算が必要な歳出百二十五億円のために財政調整基金四十一億円を取り崩しているということでございます。結局のところ今回の補正予算で実際の事業規模というものは、国庫支出金の二十一億円分ぐらいしかないということだと私は思っているところでございます。ルール上やむを得ないとはいえ、この十一月補正の分かりにくさをどう分かりやすく県民に説明していくのか、また、補正予算の実態についてどのような所感を持っているのか、お伺いいたします。

○大森克之総務部長 ただいま御指摘のとおり、今回の歳出予算額約三百四十二億円のうち実質的な事業規模は約二十一億円でありまして、その差額の約三百二十一億円は前年度決算の精算処理のためのものでございます。精算が多額に生じた要因としましては、震災復興特別交付税や国庫支出金の過交付分により実質収支が過大となったことに加え、

地方財政法の規定により財政調整基金を積み立てたそばから国庫への返還に備えて取り崩す必要があったためであります。補正後の財政調整基金残高は県の財政力を正しく表わしているものの、その前段階の積立て、取崩しの額が大きくならざるを得ず、どうしても御指摘のような乖離が生じる構造があると認識しております。そのため、これまでも普通会計決算を通常分と震災分に区分して分析するなど、震災の影響等で複雑になっている財政構造を少しでも分かりやすく公表できるよう工夫を重ねてきたところであります。今後、今後も分かりやすい説明に努めていきたいと考えております。

○庄田圭佑委員 震災分も分けてという答弁がありました。先ほどのコロナの予算総額は四千百億円というお話がありました。それなりの規模、金額になっており、繰越しの金額もあると先ほど答弁がありましたので、ぜひ震災分とコロナ分その辺りも併記しながら、分かりやすい説明に努めていただきたいと思います。そういって意味で実質収支も縮減していく取組も必要だと思えますが、その辺りのお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○大森克之総務部長 実質収支の乖離は小さくできるにこしたことはないと思っております。財政運営上、工夫できるところについては、今後、工夫を講じていきたいと思えます。

○庄田圭佑委員 ぜひ工夫して分かりやすく、そして過大な補正予算にならないような形でできるだけ努力していただきたいと思います。

先ほど、今回、財政調整基金の積立てが百二十八億円というお話をさせていただきました。百二十八億円を積み立てた一方で四十一億円を取り崩すということで、差し引いた九十七億円が実際の積立て額になると理解しているところですが、今回、補正後の財政調整基金の残高見込みと財政調整関係基金の残高がどうなるのか、お伺いいたします。

○大森克之総務部長 基本的には、今、お話しのとおりの内容でございますが、今回の補正予算では、地方財政法の規定により令和二年年度の決算剰余金の二分の一に当たる百三十八億円を財政調整基金に積み立てる一方で、震災復興特別交付税の過交付分など今後の国庫への返還に備えるため四十一億円を取り崩すこととしております。その結果、財政調整基金の残高は約百三十八億円、県債管理基金一般分を含めた財政調整関係基金

の残高は約三百三十五億円となります。

○庄田圭佑委員 三百三十五億円ということでもございました。この残高について、みやぎ財政運営戦略と比較するとどういふ状況でどのような評価をされているのか、お伺いしたいと思います。

○大森克之総務部長 今申し上げました今年度末の財政調整関係基金の残高見込みは、二月に公表いたしました、みやぎ財政運営戦略において二百四十億円という数字を上げておりましたが、それに対して今回補正後は決算剰余の影響を除くと約二百三十八億円となっていることから、歳入・歳出ギャップに大きな変動はなく、引き続きギャップ解消に努めていく必要があるものと認識しております。今年度の評価について確定的なことを申し上げる段階ではございませんが、今後も新型コロナウイルス感染症や経済は不透明な状況が続くことから、その動向などを注視していきたいと考えております。

○庄田圭佑委員 引き続きまして財政調整基金関連で質疑させていただきたいと思いますが、令和三年度の当初予算のフレームでは財政調整基金は百二十億円の取崩しの見込みでありました。ところが実際の当初予算では百五十億円の取崩しだったということでもございます。先般、令和四年度の当初予算のフレームが示されておりますが、財政調整基金の取崩しは百五十五億円を想定しているということでもございます。令和三年度同様に取崩し額が上振れする可能性も否定できないと思いますが、みやぎ財政運営戦略で示していた令和三年中期見通しにおける歳入・歳出などの推移と整合性をどう図っているのか、お伺いいたします。

○大森克之総務部長 中期的な財政見通しは一定の仮定の下、歳入・歳出を理論的に算出し算定しておりますが、本年二月に公表した財政見通しでは令和四年度当初予算の財政調整関係基金の取崩し額を百十九億円と見込んでおりました。これに対し先般公表しました来年度の当初予算フレームでは、マイナスシーリングをはじめ、みやぎ財政運営戦略第三期で掲げた各種対策を講じたものの、百五十五億円の基金取崩しを見込んでおりまして、財政見通しと比べて三十六億円の乖離が生じております。この主な要因ですが、新型コロナウイルス感染症対策や普通交付税の過年度精算金を新たに見込んだ事によるものと分析しております。このため、当初予算編成におきましては令和四年度政策財政運営の基本方針に掲げました事業の着実な推進を図ると同時に、財政見通しとの乖

離を可能な限り圧縮するよう歳入・歳出両面にわたり厳しく精査を行っていききたいと考えております。

○庄田圭佑委員 歳入・歳出を厳しく見ていくというお話でありましたが、もう少し具体的はどういったことを考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○大森克之総務部長 まず、先ほどちよつと申し上げたシーリングを昨年より厳しくかけております。それからあまり大きな額が見出せない部分もありますが県有資産の活用でありますとか、施設管理経費をできる限り削減するということをちよつと細かく積み上げながら対処していきたいと思っております。

○庄田圭佑委員 ぜひ、いろんな手だてを講じながら歳出削減と歳入確保をしていただきたいと思えます。今、県有資産の有効活用というお話もありましたが、例えば、その土地を貸し付ける地代収入というのは、基本的には基準財政収入額に算入されないものだったと理解しております。入ってきたものが丸々使えると思えますので、ぜひ、できるだけ歳入の確保に努めていただきたいと要望させていただきたいと思えます。

それと、厳しい財政状況ということであるようなお話をしているところではありますが、最近、京都市がどうも財政再生団体に転落するのではないかとということで、いろんな取組をしているということでございます。私もちよつと今回の質疑に当たって宮城県も決してそんなに豊かな財政状況ではないと思ひまして、基礎自治体なので県と単純に比較はできませんが京都市がどういう状況なのか、財政再生団体に転落するとどんなことが起こるのかということで京都市がまとめた資料を見ましたが、例えば、個人市民税、均等割は現行三千円なのが三千五百円になってプラス一七％になること、所得割も税率六％が六・五％になること、あるいは、保育料ですが一人当たりの平均は現行の一万七千六百五円が二万六千四十二円ということで、八千四百三十七円増で実に四八％、一・五倍になるということでございます。公共施設の使用料についても、文化施設、スポーツ施設、会議室などがこれまでの一・五倍の料金を収受しなければならぬということですね。財政再生団体に転落するとういうことが想定されるということで京都市がまとめているということでございます。基本は、やはり所管の財政課というのは、仮に財政に余裕があっても厳しい財政状況だと言いつけられないといけないセクションだと思っております。やはり一定の財政規律を保ちながら行政を運営していかなければ、持続可

能な行政運営というのは多分できないだろうと私は認識しており、ぜひ村井知事におかれましては、しつかりとした財政運営を継続していただきたいと思っております。最後に、この大綱一点目の質疑となりますが、改めて本県の財政状況はとても余裕があるような状況ではないと私は認識しているところでございます。こうした厳しい環境下にあっても新型コロナウイルスの第六波に向けた体制構築とその予算確保は待ったなしだということ、衆目の一致するところだと思っております。答弁でもいろいろありましたが、この第六波がないことにこしたことはありませんが、今後のコロナ対応と予算確保について知事の所見を改めて伺いさせていただきますと思います。

○村井嘉浩知事 先月決定されました国の新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針においては、感染拡大を防止しながら行動制限の緩和を進めるとともに、医療提供体制の逼迫が見込まれる場合等には強い行動制限を要請するものとされております。また、第六波を含む今後の感染拡大に備え、保健所体制や検査体制の強化、病床等の確保、抗体カクテル療法や内服薬の早期処方に向けた準備、追加のワクチン接種などを確実に推進していくことが極めて重要であると認識しております。こうした中、先月には感染症の拡大防止などを柱とするコロナ克服・新時代開拓のための経済対策が閣議決定され、医療提供体制の確保に幅広く活用できる緊急包括支援交付金のほか、地方自治体が行う感染症対策などに活用できる地方創生臨時交付金の追加交付も盛り込まれました。今後につきましても国の経済対策を最大限活用いたしまして、十分必要な財源を確保するとともに適時・適切なタイミングで予算措置を講じることにより、感染症対策等に万全を期してまいりたいと考えております。私が知事になりましたときには、職員みんな給与カットしている状況で私も当然給与カットからスタートでした。非常に苦しい状況でして、ありとあらゆることをカットしながら何とかここまで持ってきたということでもあります。緩めるのは本当に簡単ですが締めるのは非常に難しいということを私自身、経験してまいりました。何度も言いますが、これから急激に人口が減ってくる。しかも高齢者の方たちは増えてくるのですけれども、逆ピラミッドの中で人口減少していくということですので、そう考えますと税収はこれから増える見込みがなかなかないということ、更に厳しい財政措置をしていかなければならないと自覚しているところであります。

○庄田圭佑委員 これから人口がどんどん減っていき、二〇二五年で五十万人といこ



とを知事はずっと選挙でも訴えられておりました。これからも引き続き、この宮城県が宮城県であるために、この宮城県が変わらないために宮城県が変わり続けていかなければならない時代だと私は認識しておりますので、今の知事の答弁を受けまして私も議会の場から、この宮城県の発展のためにしっかりと仕事をすると意を新たにしたいところでございますので両輪で頑張っていきたいと思っております。

それで、二点目のオンライン対応関連予算について質疑していきたいと思いますが、一般質問でも福井議員が触れておりました遠隔臨場のお話をさせていただきたいと思っております。少しかぶるところもありますが通告させていただいておりますので質疑させていただきますと思います。公共事業の品質確保の促進に関する法律が改正され、令和元年六月に施行されてございます。改正の中には生産性向上の取組として、情報通信技術の活用などを通じた生産性の向上が受注者・発注者の責務として盛り込まれております。その後、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、遠隔臨場の実施は接触機会を減らすことが可能な点もあつてか、各都道府県での取組が推進されております。本県でも今年七月にようやく建設現場の遠隔臨場に関する試行要領を定め、段階確認、材料確認、立会いを対象項目として建設現場の遠隔臨場の試行をスタートさせてございます。まず、本県が遠隔臨場を行う上でのメリット・デメリットについて、どのように捉えているのか、お伺いいたします。

○佐藤達也土木部長 遠隔臨場導入のメリットは受発注者双方の接触機会を減らすことで新型コロナウイルスの感染防止対策が図られること、また、発注者においては現場までの移動時間の削減、受注者においては立会い等の時間調整や待ち時間の削減等の働き方改革に効果があると考えております。更に、今回の補正予算において遠隔臨場に関連して大型ディスプレイも導入することとしていることから、複数職員で自分の担当以外の現場の遠隔臨場も可能となり職場におけるOJTの強化が図られると考えております。一方、デメリットですが、構造物の法線への確認、出来栄え、現場の安全管理などその工事現場全体を俯瞰するような場合とか、逆にコンクリート表面のクラック、溶接不良などの細かな部分についての判断が難しいと考えております。県としては、これらメリット・デメリットを踏まえまして遠隔臨場を試行し、得られた課題等を検証しながら適切に活用を図ってまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 メリット・デメリットを精査していただいて引き続き取り組んでいた  
だきたいと思っております。丸森町の台風被害のところも遠隔臨場で試行したとい  
ことで、八十分ぐらいの移動時間の削減効果があったことが県が公表している資料の中  
にありました。非常に期待しているところでございます。なかなか細かなところは遠隔  
臨場では難しいと思っておりますが、職員、そして建設現場の働き方改  
革に向けて、しっかりとやっていたいただきたいと思っております。そういう期待をする一  
方で、ちよつと他県と比較しても少し取組が遅いというような印象も受けるわけでござ  
いまして、本県で遠隔臨場の試行導入のプロセスにおいて、こういった課題があったの  
か、お伺いしたいと思います。

○佐藤達也土木部長 土木部では、昨年度、遠隔臨場の試行開始に向けまして独自に専  
用回線ですとか専用端末の整備を検討していました。一方で、専用機材によらず職員が  
自分の席でパソコンを使って遠隔臨場が実施可能となる全庁的なネットワーク環境の整  
備が今年六月末までに完了する計画だということが分かったものですから、効率性と経  
済性を考慮し、その整備を待つということにしたために七月の試行開始となったもので  
ございます。ただ、このことで遠隔臨場の開始はちよつと遅れましたが、東北の他県で  
はあまり実現していない職員自席パソコンから遠隔臨場する実施環境が整ったと考えて  
おります。

○庄田圭佑委員 六月末に全庁的なネットワークを環境を整備するというお話でござい  
ました。この宮城県庁舎は昭和末期、バブルの頃の設計思想でできた建物で、基本的  
にITインフラに対応した建物の構造に多分なっていないといったこともあって、次世代  
の相当早いネットワークを入れることがなかなか進んでいなかったと私は理解してい  
るところでございます。知事もみやぎデジタルファースト宣言を発出しておりますので、  
やはりこの県庁舎そのものの構造的な問題もあると思っておりますが、しっかりとしたデジタ  
ル対応を進めていただきたいと思っております。それで遠隔臨場による  
効果を最大限発揮するということは、繰り返しになりますが県だけではなくて建設業界  
の働き方改革にもつながるものと認識しているところでございます。今後の遠隔臨場に  
は現場不一致、事故などの報告時などでも活用が可能だと思っておりますが、受注者の創  
意工夫など自発的に実施する行為も適用範囲に加えることが必要ではないかと考えてい

るわけですが、県の認識をお伺いしたいと思います。

○佐藤達也土木部長 遠隔臨場の取組は、段階確認、立会いのみにとどまらず、今委員御指摘のとおり、打合せ、協議、そのほか情報共有など受発注者間のコミュニケーションの円滑化をするためのツールとしても非常に有効であると考えております。現在の試行要領は一般的な工事管理項目について定めたものでございますが、それ以外にも有効活用できるものと考えておりますので、今後、国や他県の様々な活用事例を収集し建設業界と情報共有を図るとともに、受注者からの提案も参考にしながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 ぜひ柔軟な対応をしていただきたいと思えます。今年度は試行ということで様々なことに対応して課題の抽出などもしていただきたいと思っておりますが、今年度は基本的には土木が所管する全ての土木工事を対象としているということでございます。次年度以降は全庁的に実施していくという理解でよろしいのか、次年度以降の展開と現段階で遠隔臨場の課題をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○佐藤達也土木部長 土木部では今年三月に第三期みやぎ建設産業振興プランを策定いたしました。そこに掲げられておりますICTを活用した生産性の向上や働き方改革を推進するため、遠隔臨場に取り組むこととしたものでございます。今後の展開につきましては全庁的な実施に資するよう土木部での試行を積み上げ、その効果や課題等を庁内で情報共有しながら他部局所管工事への拡大に連携して取り組んでいきたいと考えております。

○庄田圭佑委員 ぜひ他部局と連携しながら進めていただきたいと思えます。特に課題の共有は、ぜひ全庁的にしていただきたいと思えます。特にこういった遠隔臨場とか、この後Webカメラの会議の話をちよつとしますが、例えば、その設定する人、やる人が属人化しないように、やはり全ての職員が等しくそういったものを触れるような環境をぜひ構築していただきたい。これは土木部の話ではなくて全庁的な話になりますので、こういった場合の所管がどこなのか分かりませんが、ぜひ属人化しないように全職員が等しく触れるような取組を県に求めたいと思えます。

次にWeb会議システム利用環境整備費についてお伺いさせていただきます。今回の補正予算では千二百五十万円の予算が措置されているということでございます。

ます。Webカメラや大型モニターを購入する予算ということで伺っておりますが、今回の補正予算措置でおおむね県庁舎関連のWeb会議システムの環境が整うという理解でよろしいのか、併せて、これまでの整備状況と活用状況についてお伺いいたします。

○志賀真幸企画部長 コロナを大きな契機といたしまして、Web会議システムの利用環境の整備につきまして昨年度から急ピッチで取組を進めてまいりました。県庁舎や合同庁舎の会議室で活用できます専用回線によるWeb会議システムを導入したほか、今年七月には職員用のネットワーク回線を増強いたしました。職員が自席のパソコンでWeb会議に参加できるようにしたところでございます。こうした取組の進捗に伴い活用もかなり高まってきておりまして、昨年度は年間約三千八百回でしたが今年度は十一月までの八か月で既に七千回を超える状況になってきております。こうした利用ニーズに因應するために今回の補正予算でWebカメラ等の要求をさせていただいておりまして、職員用パソコンでの打合せに使用するカメラなどの貸出しがちよっと逼迫してございましたので、こういったところに対応することにより、少なくとも当面のニーズには充足できる状況になったと考えております。

○庄田圭佑委員 今年度は八か月で七千回ということでかなり回数が増えていると思っております。実際に運用していく中での課題をどのように認識されておられるでしょうか。

○志賀真幸企画部長 先ほど委員からも御指摘ございましたが、例えば、特定の人毎回Web会議をセットさせられたりとか、そういった属人化が懸念されますので、幅広い方ができるように分かりやすいマニュアルの整備なども行っていききたいと思っております。あと、今後、更に利用が進んでいくと思っておりますので、例えば、あまりに一時に利用が集中してしまうと若干、帯域を圧迫することも考えられますので、利用の平準化の目安などについても実施要領等で庁内に共有して、安定的な運用に努めてまいりたいと考えております。

○庄田圭佑委員 ぜひ、属人化しないような形、そして全庁的に情報共有できるような形、取組をお願いしたいと思います。

それで、こういったデジタル関連は、みやぎ財政運営戦略の中でもこういった取組をしながら四億円の歳出削減効果を目指していくということでもございました。四億円と

言っても一般財源を四億円削減できればその分いろんな展開ができるということ、しっかりとこういったデジタル関連の対応をしていただきたいと思っております。まさにその令和四年度の予算につきましても知事が今議会の説明要旨の中で、デジタル技術の活用など事業効果の改善が期待できる取組に優先的に予算を講じる点を述べられていることでございます。今後の県政運営におけるオンライン対応を含めましたデジタル活用について、知事の基本的な考え方をお伺いさせていただきたいと思っております。

○村井嘉浩知事 人口減少や少子高齢化、更には新型コロナウイルス感染症への対応としてデジタル技術の活用がますます重要になってくると思います。このため、県では全庁一丸となってデジタル化を推進するため今年四月にみやぎ情報化推進ポリシーを策定し、県民サービスの向上や地域の課題解決と活力の創出、働き方改革の推進を重点目標に掲げまして、様々な分野でデジタル技術を活用した取組を進めているところであります。県としては、今後、あらゆる分野でICT等デジタル技術をフル活用し、全ての県民がデジタル技術の恩恵によって便利で豊かな生活を享受できる誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指し、県政運営に取り組んでまいりたいと思っております。お年を召された方までデジタル技術を享受できるというのはなかなか簡単ではありませんが、そういうところまで高い目標を目指して頑張ってまいりたいと思っております。

○庄田圭佑委員 あらゆる分野でということ、今御答弁がございました。あらゆる分野とは文字どおり、あらゆる分野という理解でよろしいでしょうか。

○村井嘉浩知事 デジタル技術を入れることができる分野、あらゆる分野ということ、あります。

○庄田圭佑委員 デジタル関係というのは本当に使って慣れるまでが大変だと思っております。しかし、一回覚えれば、その利便性というのはやはり手放せないということでございます。あらゆる分野、文字どおりあらゆる分野ということで答弁があったわけでございますが、これまでも議会の中でこのデジタルとかキャッシュレスのお話をいろいろさせていただきました。宮城県はやはり住民の皆様から少し離れた行政体でございますので、県民の皆様身近に、そして、より便利な宮城県を目指していきますように私も心から祈念いたしまして、総括質疑とさせていただきます。

どうもありがとうございました。